

別表 2

(累積点数)

累積点数	累積点数に伴う割引停止措置等
60点	カードの一部に対する割引停止 (1 箇月)
90点	カードの一部に対する割引停止 (2 箇月)
120点	カードの一部に対する利用停止 (1 箇月)
150点	カードの一部に対する利用停止 (2 箇月)

※「累積点数」が150点を超える場合は、30点ごとにカードの一部に対する利用停止期間を1箇月ずつ延長します。ただし、利用停止措置は三会社が行います。

※「累積点数に伴う割引停止措置等」の適用は、起算日(第28条の2第1項第4号に規定する起算日をいいます。)から24箇月以内の「累積点数」に応じたカードの一部に対する割引停止及び利用停止を全て適用します。ただし、利用停止措置は三会社が行います。

※第28条の2第2項第1号を適用する場合は、カードの割引停止の期間中又は利用停止の期間中に、その期間中における新たな違反の累積点数が「1箇月間に10点」以上になる場合を対象とします。ただし、利用停止措置は三会社が行います。